

国保医療課からのお知らせ

子育て支援医療費 受給者証

子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、中学3年生までを対象に、入院・通院時の医療費を助成しています。

制度対象者のうち、新中学1年生に有効期限を令和6年3月まで延長した受給者証(白色・さくら色)を3月中に送付します。
※生活保護など他の公的医療制度を受けているのに受給者証が届いた人や、対象年齢の範囲内にもかかわらず、受給者証をお持ちでない人は、お問い合わせください。
国保医療課医療係(☎983・2976)

■助成内容

	0歳~3歳未満	3歳~中学3年生
入院	受給者証(白色) 【自己負担額】 1カ月200円/1医療機関ごと、医科・歯科別	受給者証(白色) 【自己負担額】 1カ月200円/1医療機関ごと、医科・歯科別
通院	受給者証(白色) 【自己負担額】 1カ月200円/1医療機関ごと、医科・歯科別	受給者証(さくら色) 【自己負担額】 1カ月200円/1医療機関ごと、医科・歯科別

高額医療・高額介護合算制度

国民健康保険(国保)または後期高齢者医療制度の被保険者が、対象期間(令和元年8月1日~令和2年7月31日)に支払った健康保険と介護保険の自己負担額を合算して、表の自己負担限度額を500円以上超えた場合、その超えた金額を支給します。

対象期間中に八幡市の国保に継続して加入していた人には、3月下旬から、後期高齢者医療制度に加入していた人には4月下旬から順次支給申請のお知らせを送付する予定です。

すので、申請してください。

また、他市町村から転入した人や、他の健康保険等に加入していた人は、その自己負担額も合算できます。詳しくは令和2年7月31日時点で加入していた健康保険の窓口へお問い合わせください。

※医療と介護の両方の自己負担がある世帯が対象です。入院時の食事代や保険がきかない差額ベッド料、各種文書料などは対象になりません。
国保医療課国保係(☎983・2962)

■70歳未満の人

所得金額(※)	区分	限度額
901万円を超える	ア	212万円
600万円を超え901万円以下	イ	141万円
210万円を超え600万円以下	ウ	67万円
210万円以下	エ	60万円
市民税非課税世帯	オ	34万円

※所得金額=総所得金額等から基礎控除を引いたもの

■70歳以上の人

所得区分	限度額
現役並みⅢ (住民税課税所得690万円以上)	212万円
現役並みⅡ (住民税課税所得380万円以上)	141万円
現役並みⅠ (住民税課税所得145万円以上)	67万円
一般	56万円
低所得Ⅱ(※1)	31万円
低所得Ⅰ(※2)	19万円(※3)

※1 市民税非課税世帯で、低所得Ⅰ以外の人
※2 市民税非課税世帯で、所得が一定以下(年金収入80万円以下)の人
※3 介護サービス利用者が複数いる世帯は、限度額が異なります。

バイクや軽自動車の廃車等の 手続きはお済みですか?

所有している軽自動車やバイク等が盗難の被害にあったら、すぐに警察に盗難届を提出し、受理番号を持参のうえ、廃車手続きを行ってください。また、譲渡や解体などをした場合も手続きをお願いします。廃車や名義変更の手続きをされないと、軽自動車税(種別割)が引き続き課税されることとなります。軽自動車税(種別割)は4月1日現在の所有者に課税されますので、4月2日以降に廃車や譲渡をされても、その年度の軽自動車税(種別割)は全額納めていただくこととなります。
国稅務課市民税係(☎983-1113、983-2164)

別割)が引き続き課税されることとなります。軽自動車税(種別割)は4月1日現在の所有者に課税されますので、4月2日以降に廃車や譲渡をされても、その年度の軽自動車税(種別割)は全額納めていただくこととなります。
国稅務課市民税係(☎983-1113、983-2164)

車種	登録および廃車の手続き・問合せ先
●原動機付自転車 (総排気量125cc以下)	【必要なもの】 印かん、ナンバープレート、標識交付証明書、本人確認書類(代理人が手続きを行う場合は委任状と代理人の本人確認書類) 国市役所稅務課市民税係 (☎983-1113、983-2164)
●農耕作業用自動車 (トラクター等)	
●小型特殊自動車 (フォークリフト等)	
●ミニカー	
●二輪の小型自動車 (総排気量250cc超)	国京都運輸支局(☎050-5540-2061)
●二輪の軽自動車 (総排気量125cc超250cc以下)	国軽自動車検査協会 (☎050-3816-1844)
●三輪の軽自動車	
●四輪の軽自動車	

住宅の耐震改修工事で固定資産税を減額

住宅の耐震改修工事を実施した場合、当該家屋の固定資産税額を減額します。

減額要件
▽昭和57年1月1日以前から存在する住宅である
▽令和4年3月31日までに現行の耐震基準に適合した改修工事を行い、改修費用が50万円を超えるもの

減額期間
改修工事が完了した年の翌年度から、次の家屋の固定資産税額を減額します。
▽令和4年3月31日までに改修工事が完了した1年間
▽通行障害既存耐震不適格建築物に該当する家屋の改修工事が完了した2年間

減額する額
1戸当たり120㎡の床面積相当分までの固定資産税額2分の1を減額(平成29年4月1日以降に改修し、認定長期優良住宅に該当した場合は3分の2)

手続き
改修工事が完了後3カ月以内に、次の書類を提出してください。

▽住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額申告書
▽地方公共団体・建築士事務所に登録する建築士・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人のいずれかが発行した耐震基準に適合した家屋であることを示す証明書
▽工事関係書類(工事明細書・領収書の写しなど)
※認定長期優良住宅に該当する場合は認定通知書の写しも提出してください。
※申請書にマイナンバーの記載が必要となるため、マイナンバーと本人確認ができる書類を提示してください。郵送の場合は写しを同封してください。
※耐震改修軽減は、熱損失防止改修軽減またはバリアフリー改修軽減との併用不可。また、バリアフリー改修や熱損失防止改修を実施し、その改修が一定の条件に当てはまる場合、固定資産税が減額されます。詳しくはお問い合わせください。
国稅務課資産税係(☎983・2480)

(株)三菱UFJ銀行における 税・料等の取り扱いについて

(株)三菱UFJ銀行における税・料の窓口納付、口座振替の取り扱いは、令和3年3月末で終了します。口座振替で(株)三菱UFJ銀行を指定されている人については、他の取扱金融

機関やコンビニ等で納付書によるお支払い、または次の金融機関への新規登録をお願いします。

国會計課(☎983-1121)

口座振替納付取扱金融機関

ゆうちょ銀行・郵便局(近畿2府4県)と次の金融機関の本店・支店
京都銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、京都やましろ農業協同組合、池田泉州銀行、南都銀行、三井住友信託銀行、関西みらい銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、枚方信用金庫、近畿労働金庫

市税・国民健康保険料の納付は 便利な口座振替のべ利用を!

国民健康保険料第10期の納期限は3月31日(水)です。口座振替をご利用の方は、4月1日(木)に抹消されます。
3月31日で終了します。三菱UFJ銀行の口座振替の登録については、4月1日(木)に抹消されます。

三菱UFJ銀行での市税・料の取り扱いには令和3年

国稅務課収納係
(☎983・2481)

豊かな森を育てる 府民税の課税期間 延長のお知らせ

森林の整備・保全を推進するため、平成28年度から納税義務者の皆さんにご負担いただいていた「豊かな森を育てる府民税」の課税期間を令和7年度まで延長し、1人あたり年額600円を負担いただくことになりました。引き続き、ご協力をお願いいたします。
国京都府農林水産部森の保全推進課(☎414-5016)